

株式会社SCREENアドバンストシステムソリューションズ

KH Coderサポート契約書

本契約は株式会社SCREENアドバンストシステムソリューションズ（以下、「AS」といいます）と、以下に記載する法人又は個人（以下、「お客様」といいます）とは、以下に記載するシステムのサポートに関して締結されるものです。

<契約条項>

第1条（サポートの提供）

1. ASは、本契約及び別紙1の内容に基づき、お客様が保有する「KH Coderサポートパッケージ」に対するサポート期間内のサポート（以下、「本サポート」といいます）を提供するものとし、
 - (1) 独自のセキュリティチェック&レポート
 - (2) インストール/セットアップのサポート
 - (3) セミナー受講券
 - (4) アップデートのサブスクリプション
 - (5) Q&A対応
 - (6) KH Coderの優先バグ対応（不具合対応）
 - (7) 開発者同行のミニセミナー申込権
2. ASが提供するサポートは、以下の7項目に分類されるものとし、その詳細は別紙1に記載するものとし、
 - (1) 独自のセキュリティチェック&レポート
 - (2) インストール/セットアップのサポート
 - (3) セミナー受講券
 - (4) アップデートのサブスクリプション
 - (5) Q&A対応
 - (6) KH Coderの優先バグ対応（不具合対応）
 - (7) 開発者同行のミニセミナー申込権
3. KH Coderとは、樋口耕一氏が開発したテキスト型（文章型）データを統計的に分析するためのフリーソフトウェアです（<https://kncoder.net/>）。

第2条（サポートパック）

ASが提供する前条第2項の各号のサポートは、その提供するサポートの内容によって「Enterprise」、「Pro」、「Master」、「Secure」の4種類のサポートパックに分類されます。各サポート内容は、以下の表に示す通りです。各サポートパックには、サポートの欄に印が付いたサポート内容が提供されます。

提供されるサポート内容	Secure	Master	Pro	Enterprise
1. 独自のセキュリティチェック&レポート	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
2. インストール/セットアップのサポート		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
3. セミナー受講券		1名	1名	1名
4. アップデートのサブスクリプション			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
5. Q&A対応			6回/年	12回/年
6. KH Coderの優先バグ対応				<input checked="" type="checkbox"/>
7. 開発者同行のミニセミナー申込権				1回/年
インストール可能台数	2台	2台	2台	10台

第3条 (サポートの対価、支払い)

各サポートパックの対価は、本契約締結前にお客様からASに支払いを完了するものとします。

第4条 (中途解約等の場合の対価の取り扱い)

お客様が本契約を中途解約する場合または、お客様が第10条 (契約の解除)、第12条 (反社会的勢力の排除) に該当しASが本契約を解除する場合、ASは、お客様が支払ったサービス料金の減額および返金を行わないものとします。

第5条 (お客様による協力)

- ASは、ASが本サービスを提供するにあたり必要と判断した場合、お客様に対し協力を要請することができるものとし、お客様は、ASからの要請に応じるものとします。
- お客様は、サポートの実施に先立ち、お客様が使用するKH Coder、文錦その他のコンピュータ・プログラムについて、お客様の判断にて必要なバックアップを実施することとし、対象システムの故障、本サービスの提供による対象システムの稼働停止によるコンピュータ・プログラム、データの破壊、消滅に備えて、必要な措置を講じておくものとします。

第6条 (責任の制限)

本サービスは、準委任契約であり、ASは本件業務を善良なる管理者の注意をもって別紙1に規定する業務を実施するものであることを確認します。

第7条 (再委託)

ASは、保守サポートの一部または全部を第三者に再委託することができるものとします。

第8条 (秘密保持)

- ASは、本契約の履行に基づいて知り得たお客さまの営業上、業務上の情報のうち、秘密である旨の表示がある情報 (以下、「秘密情報」という) を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号に該当するものはこの限りではありません。
 - (1) 知った時点で既に公知・公用である情報
 - (2) 知った時点で既に自ら保有しているまたは開示後独自に開発したことを証明しうる情報
 - (3) 知った時点の後に、自らの責に帰すべき事由によらず公知、公用となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- 秘密情報の開示が口頭で行われる場合、開示日より30日以内に開示者が当該情報を文書にて秘密であることの表示を付けたうえでASに通知することを秘密情報として扱われる要件とします。

第9条（免責）

ASは、天災、台風、地震、その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、法令、規則の改正、政府行為、通信回線の障害、電気設備の障害、第三者の不法行為等に起因する、本契約上の各々の義務の不履行又は一部履行若しくは遅延により相手方に生じる損害について、その賠償の責を免れるものとします。

第10条（契約の解除）

1. ASは、お客様が正当な事由なく本契約の全部又は一部を履行しない場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、当該期間内にその履行がないときは、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
2. ASは、お客様が以下の各号の何れかに該当する場合には、催告その他の手続を要せず、本契約の一部もしくは全部の解除をする事ができるものとします。
 - (1) 監督官庁より営業の取消、停止の処分を受けたとき
 - (2) 自己が支払を停止し、又は交付した手形・小切手が不渡りになる等により、金融機関から取引停止の処分を受けたとき
 - (3) 第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、又は公租公課滞納処分を受け、あるいは破産、民事再生、特別清算または会社更生手続き開始の申立を受け、又は自らその申立をしたとき
 - (4) 合併、解散、減資、事業の廃止又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議を行ったとき、その他資産、信用もしくは事業に重大な変更を生じたとき
 - (5) 災害その他のやむを得ない事由により、契約の履行を困難にする事由が生じたとき
 - (6) 相手方に対し、誹謗、名誉棄損、営業妨害、その他不当な行為を行ったとき
3. お客様は、前項第1号乃至第6号までの何れかの事由が生じたときは、直ちにASに対しその旨を通知するものとします。この場合、お客様は、ASに負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済するものとします。
4. 前2項により本契約の解除が行われた場合、ASはすでに支払われた本契約の対価を甲に返金する義務を負わないものとします。

第11条（損害賠償）

本契約に関連してASがお客様に対して損害賠償責任を負う場合、ASは、付随的損害、特別損害、間接損害、偶発的損害、収益若しくは収入の逸失、データの喪失または保険の費用についての賠償責任を、いかなる場合でも負わないものとします。本契約に関連して生じた損害についてASが負う責任は、本契約の開始時から当該損害発生時までASがお客様から現に受領した金額の総額を超えないものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、ASに対し、次の各号について表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが反社会的勢力でないこと、またはそうでなかったこと。
 - (2) 反社会的勢力を利用しないこと。
 - (3) 取締役、執行役および実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと、並びにそれらの者が反社会的勢力と交際がないこと。
 - (4) 自らの財務および事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、および反社会的勢力と交際がないこと。
2. 前項にいう「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定義される暴力団および暴力団関係企業、その他、暴力・威力・脅迫的言辞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、違法・不当な利益の獲得を図る団体または個人のことを意味します。

第13条（権利義務の譲渡等の禁止）

お客様は、事前にASの書面による承諾を得ない限り、本契約により生じる一切の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならないものとします。

第14条（有効期間）

1. 本契約は、契約締結の日からサポート期間の終了あるいは、本契約が解除された時点をもって終了するものとします。
2. 前項の規定にもかかわらず、第6条、第9条、第11条及び第16条の規定は前項の規定による終了後も、なお有効に存続するものとします。

第15条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義が生じた場合は、両当事者は誠意をもって協議の上解決を図るものとします。

第16条（管轄裁判所）

前条の規定にも拘わらず、本契約に関して紛争が生じた場合は、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

〈別紙1〉

各サポートの詳細は、以下の通りです。

制限事項に期間が書かれていないサービスは購入日（または年間契約更新日）から1年間有効です。

(1) 独自のセキュリティチェック&レポート

【内容】

・ASが高性能セキュリティ対策ソフトを用いてKH Coderサポートパッケージのアプリケーションを検査し、お客様がダウンロードしたKH Coderが有害なコンピュータ・ウイルスに感染されていないこと、または不正なネットワーク通信を行っていないことを検証し、検証結果をレポートとしてお客様に提供するものです。

【制限事項】

・セキュリティチェックレポートは、ASが決めたウイルス対策ソフトでセキュリティチェックするものです。
・セキュリティチェックによるチェックは、チェック時点の最新ウイルス定義を用いることに努めますが、最新の脆弱性、コンピュータ・ウイルスに対応できることを保証するものではありません。

(2) インストール/セットアップのサポート

【内容】

・お客様がKH Coderをお客様のPC環境へインストールされる際にインストール方法とKH Coderの設定に関するご質問にAS担当者が電子メールで対応するものです。

【制限内容】

・サポート方法は、電子メールのみとなります。電子メールの受付けは、24時間行いますがサポートは、ASの営業日の10:00~17:00の間に限って提供されます。
・購入日（または年間契約更新日）から1年間有効
・サポート対象のOSはWindows環境のみとなります。Apple社のMac環境、その他の環境へのサポートは提供されません。Windows環境であっても動作PC環境によってサポートできない場合があります。
・サポート内容はインストールとセットアップに限定されます。セットアップが確認された時点でサポートは終了するものとし、セットアップの確認は、ASが準備したサンプルデータにてKH Coderによる前処理を行うところまでとなります。
・セットアップ後の操作に関する内容はサポート対象外となります。

(3) セミナー受講券

【内容】

・サポート期間開始日から1年6ヶ月以内にAS主催の下記2つの有償公開セミナー（eラーニング

形式を含む) に各 1 回参加する権利をお客様に付与します。

KH Coderを用いた計量テキスト分析 (テキストマイニング) 実践セミナー【初級編】

KH Coderを用いた計量テキスト分析 (テキストマイニング) 実践セミナー【ステップアップ編】

- ・有償の公開セミナーの参加費用は、本サポートの対価に含まれているものとします。

【制限事項】

- ・お客様は、公開セミナーの開催日30日前までに、ASに参加の申し込みを完了していただく必要があります。なお、開催日30日前以降に参加申し込みをいただいた場合は、公開セミナーの残席状況によって、参加いただけない場合があります。
- ・参加申込時には、本サポート申込時に発行されたお客様のユーザーIDとお客様のお名前（法人の場合は法人名と、セミナーに参加する参加者の氏名）をASにご連絡いただく必要があります。
- ・公開セミナー参加のための交通費、宿泊費等の費用は全てお客様の負担となります。

(4) アップデートのサブスクリプション

【内容】

- ・サポート期間中に、KH Coderにアップデートが生じた場合、お客様にその事実を通知するとともに、バージョンアップ用パッチのダウンロード方法も提供するものです。

【制限事項】

- ・最新版のダウンロード方法の提供は、ダウンロードリンク等の通知に限られるものであり、ダウンロード版を記録した記録メディアの提供は行われません。
- ・ASからなされる通知の頻度は少なくとも6か月ごとに1回とします。ただし、その期間内にKH Coderにアップデートが生じた場合のみに限ります。KH Coderにアップデートがなされなかった場合は、ASからの通知はありません。なお、KH Coderに緊急なアップデートが発生した場合、発生後の20営業日以内にASから通知なされます。
- ・KH Coderのアップデート緊急度はKH Coder開発者の裁量により判断されるものであります。

(5) Q&A対応

【内容】

- ・KH Coderの使い方、操作方法に関するお客様からの質問に回答を行うものです。
- ・回答の内容は、ASが提供している「Q&Aプラン」の規約に基づきます。なお、分析データの提供はASからはなされません。
- ・ASからの回答は、お客様に事前に登録いただいた電子メールアドレスへの電子メールでの情報提供となります。

【制限事項】

- ・サポート期間開始日から1年間の期間中に、Q&Aプラン規定の回数に限って利用できます。
- ・1年以内に所定の回数のご利用がなかった場合は、未使用分の回数が翌年度に引き継がれるものではありません。

<< Q&Aプラン規約 >>

- ・本サービスはKH Coderの機能、操作方法、分析に必要な生データ作成、パラメーター設定、結果解釈など汎用的な使用方法に関する技術的なサポートのみ行います。

- ・本サービスにおけるインシデントの消費は、サポート実施前後における双方の合意に基づき購入インシデント数から減算します。
- ・本サービスの終了は購入インシデント数がすべて消費された時点、またはサービス期間終了のいずれか早い方とします。
- ・サービスが終了した時点をもちまして、本購入におけるサポートを受ける権利はインシデント数の残量に関わらず消滅するものとします。
- ・本サービスはKH Coder本体に関する技術的なサポートに限定し、分析結果および二次的成果物の品質に関するいかなる責任も負いません。
- ・本サポートの過程で発生した著作物については、無断転載・複製、営利目的での利用および、不特定多数の第三者への公開を禁じます。
- ・本サービスでサポート実施できる期間はASの営業日の10:00～17:00の間に限ります。

(6) KH Coderの優先バグ対応（不具合対応）

【内容】

- ・KH Coderのバグ・不具合が発生した場合のお客様用のバグ・不具合報告窓口を設けます。ASは、お客様からご連絡いただいたバグ・不具合について、情報収集・初動調査・修正の試みを行い、報告窓口受付後3営業日以内に最初の回答を行います。
- ・ASからの回答内容は、(1) お客様から情報提供いただいたバグ・不具合が、すでに開発者によるアップデートにより解決されているか否かの判断、(2) 開発者が解決に向けて対応中であるか否かの調査、(3) アップデートが準備されている場合は、その提供予定時期のお客様へのご連絡となります。
- ・ASは必要に応じて、お客様からうかがった技術的情報を整理した上で開発者に通知し、優先順位を高めるよう開発者に対して要望します。ただし、開発者による対応・優先順位の引き上げがなされることをASに義務づけるものではありません。

【制限事項】

- ・お客様によるKH Coderの不具合・バグ報告は、次の窓口に限られます。
電子メール tmunit@screen.co.jp
- ・お客様の報告した不具合・バグが、KH Coderの不具合・バグか否かの判断およびKH Coderをアップデートするか否かの判断はKH Coderの開発者が行います。
- ・本サポートは、KH Coderの不具合・バグが修正されることを保証するもの、または修正する期限を約束するものではありません。
- ・第三者ソフトに起因する不具合・バグについては、本サポートの対象外とします。

(7) 開発者同行のミニセミナー申込権

【内容】

- ・KH Coderの開発者である樋口耕一氏とAS担当者によるお客様との個別セミナー（ミニセミナーといいます）への参加申込権をお客様に提供します。
- ・ミニセミナーは、有償であり別途ASの規定に従い費用が発生します。

【制限事項】

- ・サポート期間開始日から1年以内に1度の申し込みを行うことができます。
- ・お客様とのミニセミナーでは、最大で10名の方にご参加いただけますが、事前に参加者をASにご連絡いただく必要があります。また、お客様が参加者から対価を得る有料セミナーとすることはできません。
- ・ミニセミナーの費用は別途発生し、お客様に負担いただきます。なお、ミニセミナーの費用は、お客様の希望内容・人数・開催地によって都度、ASが見積を行うものとします。実施内容と費用負担にお客様が承諾いただいた場合にミニセミナーが実施されるものとします。
- ・お客様の希望条件によっては、AS、樋口耕一氏の都合等に合わず、ミニセミナーが提供されない場合があります。この場合であっても、ASは、サポート費用の減額、返金等を行いません。

以 上